

ひたちなか市教育委員会会議録

令和6年 第7回 ひたちなか市教育委員会 5月定例会 会議録					
令和6年5月31日(金)		開会 午前9時30分		閉会 午前10時10分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室1				
○出席委員	教育長 秋本 光徳	委 員 佐藤 達		委員 鬼澤 宏幸	委員 大塚 佳代子
○欠席委員			委員 岡本 修		
○会議に出席した事務局職員	補 職 名				氏名
	教育部長				箱崎 勝子
	総務課長				田口 清幸
	学校管理課長				橘 和典
	保健給食課長				金澤 幸浩
	保健給食課係長				小澤 完
	参事兼指導課長				飯村 祐一
	青少年課長				植野 健一
	中央図書館長				大和田 千鶴子
	総務課課長補佐兼係長				菊池 徳
	総務課主任				清水 貴文
議案審議等	報告第2号	ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】			
	議案第9号	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則制定について【公開】			
	議案第10号	ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について【非公開】			
その他	その他(1)	令和6年度ひたちなか市教育研究所職員・各種相談員について【公開】			
	その他(2)	令和6年度学校閉庁日の実施について【公開】			
	その他(3)	新中央図書館整備について【公開】			

令和6年第7回ひたちなか市
教育委員会5月定例会会議録

開会 9:30

教 育 長 (あいさつ, 開会の宣言)

教 育 長 本日は, 議案審議が3件, その他が3件です。

本日の報告第2号・議案第10号については, 公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため非公開にしたいと思います。

非公開とするときは, 討論を行わないでその可否を決定しなければならないとされていますので, この案件を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員が挙手)

教 育 長 全員賛成ですので, 非公開といたします。

報告第2号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】

議案第10号 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について【非公開】

* 報告第2号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について, 議案第10号 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱については, 全員一致で可決されました。

教 育 長 非公開を解きます。

議案第9号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則制定について

保健給食課長 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の制定についてご説明させていただきます。

現在, 学校等の管理下における児童生徒等のけがなどの災害対応に当たりましては, 独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付共済給付制度を利用しております。

この共済制度は, 学校教育を円滑に実施するために, 独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校等の設置者との契約により, 学校等の管理下における児童生徒等の災害, 負傷, 疾病, 障害または死亡に対して, 災害共済

給付（医療費，見舞金等）を行うもので，その運営に要する経費を，国，設置者，保護者の三者で負担する補助共済制度となっております。

これまで，独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項及び同項施行令第10条の規定に基づき，ひたちなか市における共済掛金の保護者負担額を決定し，徴収をしておりましたが，この度，学校の設置者としての共済掛金保護者負担額の根拠規定等の整備を求められたことから，本規則を制定するものです。

今回の規則制定の内容につきましては，次のとおりとなっております。第1条は，この規則の趣旨の説明となっております。第2条は，学校の区分に応じた児童生徒1人当たりの共済掛金の額となります。第3条は，要保護者及びそれに準ずる程度に困窮している児童生徒に対する共済掛金の免除規定となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑，意見等】

特になし

*議案第9号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則制定については，全員一致で可決されました。

その他（1）令和6年度ひたちなか市教育研究所職員・各種相談員について

指導課長 今年度は，教育相談員7名，情報教育アドバイザー，学校経営アドバイザー，生徒指導アドバイザー各1名，特別支援教育アドバイザー2名を研究所に配置し，教育相談活用活動や学校への支援を行って参ります。

また，いじめや不登校などの問題への対応といたしまして，サポーターまたは相談員を任用し，学校や家庭に派遣したり，研究所での相談を行ったりして，問題の解消に向けて支援を行っております。

このように教育研究所におきましては，要因が多様化するいじめや不登校の問題に対し，本年度も様々な支援の体制を整えながら，児童生徒の個々の実態に応じた適切な支援を行って参ります。

【質疑，意見等】

特になし

その他（2）令和6年度学校閉庁日の実施について

指導課長 本市におきましては、平成30年度の教育委員会において、盆の時期、県民の日、年末年始の3期に学校閉庁日を設定し、毎年暦に応じて実施してまいりました。

本年度の学校閉庁日につきましては、市校長会と協議して、8月13日(火)から8月16日(金)までの4日間、県民の日である11月13日(水)、年末年始におきましては、12月27日(金)の計6日間を学校閉庁日としたいと考えております。

学校閉庁日の取扱いにつきましては、学校閉庁日には日直を置かず、部活動を実施いたしません。保護者からの電話連絡や緊急の連絡については、基本的には指導課が窓口となり、市役所を経由して、指導課が必要に応じて、各学校の管理職等に連絡をしたいと考えております。報告については以上です。

【質疑、意見等】

特になし

その他(3) 新中央図書館の整備について

中央図書館長 新中央図書館整備に関する文教福祉委員会所管事務調査が、令和6年4月23日に行われましたので、そのご報告をさせていただきます。

所管事務調査では委員の皆様へ、整備地であります東石川第4公園をご視察いただいた後、中央図書館で整備方針、今後の整備スケジュールについて説明をさせていただきました。

新中央図書館につきましては、東石川第4公園内に延床面積4,500㎡、2階建て、収蔵冊数40万冊の図書館を整備する予定でございます。

これまで教育委員会でご説明させていただいているとおり、平成31年3月に策定いたしました新中央図書館基本計画で、まなび、みのり、あそび、でまちの未来を拓く図書館を整備理念とし、コロナ禍の社会情勢の急激な変化が及ぼす影響なども踏まえ、諸室の整備方針や想定するサービスと必要諸室、機能相関図などについて、一部見直しを行っております。

所管事務調査では主な説明といたしまして、整備地が決定したことも踏まえ、この基本計画に加える形で、図書館整備で目指す3つの柱について説明をさせていただきました。まず1つ目は、公園内の豊かな緑に囲まれた、恵まれた環境・景観を活かした魅力的な図書館とすること。2つ目として、図書館は幅広い世代の方にご利用いただいております。公共施設として誰もが

利用しやすい施設であることが前提ではございますが、特に現在図書館の利用が少ない世代及び市の施策に掲げる、子育て世代やF1層の方にも利用しやすい図書館整備を目指すこととしています。3つ目として、図書館の整備を通じて、または新しい図書館がシビックプライドの醸成に貢献できるような整備を目指し、市の上位計画である総合計画との整合をとっていくことをご説明いたしました。

施設の整備方針としましては、新中央図書館は使いやすい施設であること、事業コストへの配慮、維持管理しやすい施設、環境やSDGsへの配慮した施設整備を目指すこととしております。

説明後、文教福祉委員の皆様より、「今後もできるだけ市民や市議会の意見を反映させて欲しい。」、「地域間格差を出さないために、公平なサービスが必要であり、市民にとって利便性が高められる整備、地域間でもメリットが生まれるような中央図書館の整備を進めて欲しい。」、「読書バリアフリーについても様々な手法があるので、誰もが使いやすい施設を整備して欲しい。」、「市の財政も厳しい状況であるので、その点にも留意して欲しい。」などのご意見をいただいております。

今後も整備スケジュールに基づき、令和10年度内の供用開始を目指してまいります。

図書館では新中央図書館設計業務に最も適した設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施しております。プロポーザル方式は、事業者から具体的な設計案を審査するものではなく、本業務に係る実施体制、実施方法、プロジェクトに対する提案を審査し、最も適した設計者を選定するものです。今年度に入りまして、4月14日に第1回プロポーザル審査委員会を開催し、実施要領や評価基準を決定いたしました。プロポーザルのスケジュールにつきましては、今後一次審査、二次審査を行いまして、9月下旬の契約締結に向けて準備を進めてまいります。

引き続き関係各課との情報共有や連携を図りながら、新中央図書館の整備にかかる設計業務を進めて参ります。報告については以上となります。

【質疑、意見等】

教 育 長 教育委員会委員から意見をいただいたり、情報を共有したりする機会はありますか。

中央図書館長 これまでも教育委員会に定期的に報告をさせていただいております。
今後もプロポーザルの審査が進み、決定した際にはご報告をさせていただきます。そして、教育委員会の皆様からもご意見をいただきまして、設計

教 育 長 この計画を始める段階で、アンケート調査などを学校に行っていますが、もっと小さい子だとなかなか難しいかと思います。

○審議終了後、事業紹介

事 務 局 青少年課から日本語教室資料を頂戴しておりますので、青少年課長からご説明をお願いいたします。

青少年課長 前回の教育委員会の中で、外国人の親御さんやお子さんに対しての日本語教育の取組に触れられましたので、事例をご紹介します。ふぁみりこらぼの中にひたちなか市国際交流協会の事務局がありまして、事務局の職員と管轄している市民活動課からお話を伺い、チラシをいただきました。
ふぁみりこらぼでは、外国人の大人の方を中心に日本語教室を行っているところなのですが、それ以外にもお子さんを対象にした、「こどもがくしゅうクラス」を取り組んでおります。

【質疑、意見等】

教 育 長 国際交流協会の皆様には色々ご協力いただいています。子どもは学校の中で日本語を覚えていくのですが、親御さんはなかなか難しいことがあります。そういう時に入って支援をいただいています。これから外国人の方が増えると非常にニーズが高まっていきますね。

大 塚 委 員 今日、学校運営協議会があるので学校にもお持ちしていいですか。

青少年課長 既に学校には配布されているようです。

鬼 澤 委 員 対象者のところで、「留学生と技能実習生は受けることができません。」とありますが、これはどういうことなのでしょう。どういう人が対象となるのですか。

青少年課長 外国人登録をしてないという趣旨と捉えておりましたが、申し訳ありませんが確認はしておりません。定住する方をイメージするのではなくて、ひたちなか市に短期間でも住まわれている方も対象という趣旨だと受け取っていただければと思います。

鬼澤委員 私共の会社は、技能実習生ではなく、特定技能という形になっています。その方たちは、技能実習生ではなくて、普通の労働力として働いていますという形なのですが、そういう人たちはどうなのかなと思いました。

青少年課長 この方は駄目でこの方はいいですという線引きはされてないと話は聞いております。

鬼澤委員 今回の教育長のお話ですが、特に地方が抱える課題の1つとして、海外の人たちを受け入れて、それが労働力となっている現実があります。このエリアであれば農業、水産業、食品加工業など、その他たくさんの世界でそういったことがあります。これは国の問題でもあると思いますが、地域がどう対応していくのかということがあります。色々な法律の中で、できることは今後やっていくようなことをしないと、色々な問題が起こってくるんじゃないかと思います。

少なくとも拒絶ではなくて、受け入れて、一緒に作ってほしいみたいな方向じゃないとまずいかなという気がします。そういう中でこの「受けることができません」という感じになっているのはどうなのかなと感じました。

青少年課長 そのあたりは担当課と協会の方に繋いでみます。

教育長 技能実習は教育就労という制度に変わりますよね。

鬼澤委員 あらゆる場面で労働力供給の問題が起こってしまっています。それを言葉を変えてということなのでしょう。

教育長 人口減少の世の中、外国人の方に頼らないと駄目になっていくのでしょうからね。

鬼澤委員 受入れ体制を作っていないと、いろんな問題やこれから起こるリスクを抱えてしまうと思います。

教育長 子どもに対する日本語の手ほどきというだけでなく、大人も含めてということですね。

鬼澤委員 そうですね。

青少年課長 最初のスタートは大人の方を想定していたと聞いています。

教 育 長 教育委員会の立場からすると、保護者が外国人の場合に、非常に歓迎していただけるっていう部分ありますよね。そういった側面で、大変でも青少年課の方から国際交流協会へ繋いでいただければありがたいと思います。

佐藤委員 外国人が多い地域や地区の学校には、県の方から教員の加配もあります。大洗は、外国人が多いので加配があると聞いていますが、ひたちなかで加配がついているところはありますか。

指導課長 東石川小学校に加配がついています。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 10 : 10